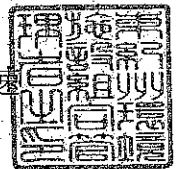


東紀州環境施設組合告示第8号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項の規定に基づき、東紀州広域ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査の結果を公衆の縦覧に供するにあたり、東紀州環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和3年条例第35号）第3条により告示する。

令和5年9月4日

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速



1 縦覧の場所

東紀州環境施設組合（三重県尾鷲市矢浜三丁目2番3号）

2 縦覧の期間

令和5年9月4日（月）から令和5年10月3日（火）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から  
午後5時まで

3 施設の概要

(1) 施設の名称

東紀州広域ごみ処理施設（仮称）

(2) 施設の設置の場所

三重県尾鷲市矢浜真砂地内（現尾鷲市営野球場）

(3) 施設の種類

一般廃棄物処理施設（焼却施設）

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、し尿処理汚泥、その他（災害廃棄物等）

(5) 施設の能力

64t/日（32t/日×2炉）

(6) 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭

4 意見書の提出

施設の設置に関し利害関係を有する方\*は生活環境の保全上の見地から  
意見書を提出することができます

※尾鷲市・熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町に在住または通勤・通学して  
いる方など

(1) 提出先

東紀州環境施設組合

〒519-3671

三重県尾鷲市矢浜三丁目2番3号

TEL:0597-49-0080 FAX:0597-49-0081

E-mail: higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp

(2) 提出方法

所定の様式に記入のうえ、持参、郵送、FAXまたはEメールのいずれかにより提出する。

(3) 提出期間

令和5年9月4日(月)から令和5年10月17日(火)まで

ア) 持参の場合

受付時間は、午前8時30分から午後5時00分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)とする

イ) 郵送の場合

10月17日(火)必着とする

ウ) FAX、Eメールの場合

10月17日(火)午後5時00分までに受信したものを有効とする

(4) 様式の配布

以下の場所において、意見書の様式を配布します。

ア) 公共施設

- ・東紀州環境施設組合(尾鷲市矢浜3-2-3)
- ・尾鷲市環境課(尾鷲市古戸町10-9)
- ・熊野市環境対策課(熊野市有馬町5233)
- ・紀北町環境管理課(紀北町東長島769-1)
- ・御浜町生活環境課(御浜町大字阿田和6120-1)
- ・紀宝町環境衛生課(紀宝町鶴殿324)

イ) ホームページ

- ・東紀州環境施設組合